

## 令和5年度第2回山梨地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時：令和5年8月2日（水）午前10時00分～午前11時07分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 石垣委員、今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員  
労働者代表 岡本委員、小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員  
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員  
事務局 高西労働局長、岡村労働基準部長、  
井上賃金室長、平出室長補佐

### 4 議事

- (1) 今後の審議日程について
- (2) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 労使からの意見聴取結果について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

### 5 審議会内容

#### （賃金室長）

本日は御多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第2回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、WEB会議システムを併用しており、労働者側の白倉委員はオンラインで御出席いただいております。

全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

#### 【 （1）今後の審議日程について 】

#### （反田会長）

では、改めて、おはようございます。  
お疲れ様でございます。

では、早速議事に入らせていただきます。  
まず、議事（１）の「今後の審議日程について」です。  
事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは説明いたします。

着座にて失礼いたします。

お手元に配付しております、「令和５年度地域別最低賃金審議日程表」を御覧ください。

これは、７月５日に開催されました第１回の本審で御承認いただいたもので、１０月１日の発効を想定した日程となっております。

本日は、この本審が終了した後、第２回の専門部会を開催いたします。

専門部会の委員の皆様はよろしくお願ひいたします。

次に、明日８月３日からは専門部会におきまして、具体的な金額審議を行うこととなります。

８月４日も金額審議を行い、結審の予定としております。

金額審議の予備日として、８月７日の午後１時３０分から時間を確保しておりますが、この日は、午後３時３０分から第３回本審を開催いたしまして、答申をいただきたいと考えております。

８月７日に答申をいただけた場合は、例年異議の申し出がありますので、異議審となる第４回本審の日程として８月２３日を予定しております。

また、８月２２日は、特定最低賃金検討委員会の開催を予定しております。

同委員会におきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありとの結論に至った場合には、８月２３日の異議審の場におきまして、特定最低賃金の改正決定の諮問をさせていただく予定としております。

以上でございます。

（反田会長）

ただいま事務局の説明に関しまして、これは７月５日に開催した第１回の本審で承認されたものです。

これにつきまして何か御質問等はございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

【 （２）令和５年度地域別最低賃金額改定の目安について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事(2)に移ります。

議事の(2)「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

お手元に配付しております審議資料の1ページ目を御覧ください。

こちらは、7月28日の中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣あてに提出されました答申文の写しになります。

皆様には既にメールでお送りしたものと同一のものになります。

答申の別紙としまして、資料3ページ目から別紙1の「公益委員見解」、資料23ページ目から別紙2の「目安に関する小委員会報告」が添付されております。

また、資料の9ページ目からですが、本年度も昨年度と同様に公益委員見解の別添としまして、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータの資料が添付されております。

資料の3ページにお戻りいただければと思います。

本年度の引上げ額の目安につきましては、公益委員見解によりまして、Aランクがプラス41円、Bランクがプラス40円、Cランクがプラス39円となりました。

この目安額となった理由につきましては、2の(1)からの記載になります。

今年度の目安審議についての考え方が記載されておりますが、令和5年全員協議会報告の「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえて、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」などの政府方針に留意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行った、とされております。

3要素は、皆様御承知のとおりではございますが、労働者の生計費、労働者の賃金の状況、企業の賃金支払い能力の3つであり、これらを総合的に勘案して定めるとされております。

公益委員見解につきましては、昨年度から様々なデータに基づき3要素を個別に検討した内容、さらに、その3つの要素を総合的に勘案し結論に至った考え方

を記載するといった構成で作成されており、本年度も同様の構成となっております。

まず、最初に記載されておりますのが、カタカナのアの、労働者の賃金の状況となります。

賃金の項では、春闘の妥結状況における賃金上昇率が、連合の最終集計結果で、全体で3.58%、中小でも3.23%と30年ぶりの高い水準となっていること、経団連の結果では、大手企業で3.91%、中小企業では2.94%となっていること、賃金改定状況調査結果では、第4表、における賃金上昇率が2.1%で、最低賃金が時間額で表示されるようになった平成14年以降最大値であったこと、少し飛びまして、さらに、からになります。が、継続労働者に限定した第4表での賃金上昇率が2.5%であったことが、まず記載されております。

次に、カタカナのイの、通常の事業の賃金の支払い能力の項を御覧ください。

こちらでは、通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきたこと、関連する指標として、法人企業統計における企業利益では令和4年は安定していること、業況判断DIでも昨年からさらに改善がみられることが、まず記載されています。

次に、1段落飛びまして、しかしながら、からですが、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にあること、価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合を価格転嫁できたとする企業の割合が増加し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加しており、二極化が進行していること、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11から13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在すること、が記載されております。

価格転嫁に関しての関連資料が、14ページとなります。

上側のスライドが価格転嫁率についての資料、下側のスライドがコスト要素別の資料となっており、それぞれのスライドの水色の囲みの中に、公益委員見解の記載のもととなる記述がございます。

4ページにお戻りください。

価格転嫁に係る記述の次に、さらに、としまして、国内企業物価指数について、今年6月は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指

数を上回っている状況である、ことが記載されています。

次に、最後の行の、なお、からですが、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率が、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある、とされています。

なお、ここで記載があります、賃金改定状況調査での調査対象企業の規模は、労働者29人以下の事業所になっております。

続いてカタカナのウの労働者の生計費ですが、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率、3.3%を上回る水準となったことが、まず記載されています。

続いて、直近の月次を見ると、昨年10月から今年1月の高い伸びとなった時期と比べると、対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準であること、現在、電気・ガス価格激変緩和対策事業の影響で、消費者物価指数が一定程度押し下げられていると試算されているところ、今年10月以降の扱いについては現時点では決まっていないこと、加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もあり得るとされ、最後に、消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる、とされております。

消費者物価指数の関連資料は、16ページからの複数のスライドになります。

そのうち、16ページの下のスライドが、先ほど御覧いただいた記述にありました、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年上昇率の資料となります。

5ページにお戻りいただきまして、続いて、カタカナのエですが、3要素について個別に検討した総括として、「各ランクの引き上げ額の目安」の項が設けられています。

ここでは、まず、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等を踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきたこと、さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行ったことが記載されています。

次に、この結果、から、3要素についての記載があらためてされております。

ここまでに御覧いただきました、アからウまでの各項目での記述に沿った記載となっておりますが、まず、の賃金については、先ほどのアの記載と同趣旨と

なっております。

次に6ページに移りまして、の通常の事業の賃金支払い能力ですが、前半で価格転嫁の状況において二極化が進行していることなどが記載されております。

続いて、この段落の、7行目のまた、からですが、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払い能力が相対的に低い可能性があること、そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる、とされています。

次にの生計費についてですが、まず、足元の消費者物価指数が時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であるとされ、さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率、3.3%、を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる、とされています。

そして、次の段落ですが、これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図ること、最低賃金法が規定する最低賃金制度の目的に留意し、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる、としています。

次の段落では、地域間格差への配慮について記載され、さらに次の段落では、各ランクの状況について、賃金改定状況調査結果、消費者物価の上昇率、雇用情勢に触れ、各ランクで大きな状況の差異があるとは言い難いとしたうえで、しかしながら、としまして、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であること、言い換えますと、全ランク同額にした場合、地域別最賃額が低い県で引上げ率が高くなり、負担が大きい点にも一定の配慮が必要であることから、各ランクの目安額の差は1円とすることが適当と考えられる、との結論となっております。

次に、カタカナのオの政府に対する要望、についてですが、最初の段落で、3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額としたことから、企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力の点で厳しいものであると言わざるを得ないとして、次の段落で、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとと

もに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する、としています。

このうち生産性向上の支援につきましては、次の段落で、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化、特に業務改善助成金については、対象事業場の拡大、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望しています。

また、地域間格差の是正等の観点で、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充についても強く要望しています。

次の段落からですが、昨年度には記載のなかった、業務改善助成金以外の中小企業庁の補助金や税制について具体的な言及がなされ、また、価格転嫁対策について、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する、という内容となっています。

最後に説明いたしますのが、資料 8 ページの中ほどのカタカナの力の地方最低賃金審議会への期待等の項です。

前半では、昨年度と同様に、あらためて、目安の位置づけについての記載がなされております。

1 行目からですが、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」と記載されております。

そして、6 行目の、その際、からの記述ですが、「その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。」と記載されております。

こちらは、本年度、新たに書き加わっている部分です。

地方最低賃金審議会の委員の皆様にお伝えしたい事項として、記載されたものと説明を受けております。

答申文についての説明は以上となりますが、その他の資料につきましては、後ほど御確認をお願いできればと思います。

続きまして、本年度は、地域別最低賃金額改定の目安が示されることにあわせまして、中央最低賃金審議会会長から地方最低賃金審議会の委員の皆様へのビデオメッセージがございますので、ただいまから、後方のスクリーンで再生させていただきます。

実際に説明されているのは、会長が体調不良ということで会長代理の方になり

ます。

よろしくお願いいたします。

【令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ】

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられました、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。

地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴していただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識していただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかり



りと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。

この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔に御説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。

また、賃金改定状況調査の第4表、の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。

継続労働者に限定した第4表は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。

これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。

価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、二極化がみられました。

価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。

ここは少し詳しく申し上げたいと思います。

消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率、3.3%です。これを上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支

出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。

「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。

さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。

新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。

しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータにつきましては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。

また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとの御意見があることも認識しております。

こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしまして

も、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。

特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。

さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても、発効日は公労使で議論して決定できるとされています。

このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。

この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。  
これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。

地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。

皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。

どうもありがとうございました。

(賃金室長)

御視聴いただきましてありがとうございました。

地域別最低賃金額改定の目安に関しまして、説明は以上となります。

(反田会長)

ただいま事務局から説明のありました、「地域別最低賃金額改定の目安」に関連しまして、御質問、御意見等はございますか。

(長谷川委員)

例年にも増して政府への要望というのが多かったような気がするんですけども、昨年の政府に対する要望というのが今手元にはないのでわからないのですが、どの程度実行されたのかなという、要は、要望はいくらでも、何でもできるし、口で言うのは簡単なんだけど、じゃ、実際政府は、それをどの程度実行してくれたのかなと、何かその辺、わかることがあったら教えていただきたいなと思えます。

(反田会長)

事務局で、何か資料はございますか。

(賃金室長)

資料をお示ししながらというのはちょっと難しいんですけども、最低賃金に関して、直接の助成金は業務改善助成金なんですけれども、その助成額についての見直しですとか、支給範囲や対象となる設備投資の内容などについて拡充が昨年の9月と12月の2回行われております。

それ以外の支援策としましては、価格転嫁対策ですとか、生産性向上の支援だとかについて、一昨年くらいから中小企業庁を含めて取り組んでできているところではありますが、そちらについては第1回本審の資料の一部にもさせていただいているかと思うんですが、取り組みの強化が進められていると承知しております。

(長谷川委員)

はい、わかりました。

(反田会長)

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

### 【 (3) 賃金実態調査結果等について 】

(反田会長)

それでは、次に議事(3)に移りたいと思います。

「賃金実態調査結果等について」です。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

説明いたします。

審議資料の27ページを御覧ください。

先ほど目安の話でも出てまいりました、「令和5年賃金改定状況調査結果」の資料となります。

厚生労働省では、例年、最低賃金に関する実態調査としまして、2種類の調査を実施しており、賃金改定状況調査は、そのうちの一つの調査で、全国の中小零細企業の事業所の労働者の賃金改定の状況等を把握することを目的とした調査となります。

調査の概要はこちらのページに記載されており、中ほどの3の(2)にあります。常用労働者が30人未満の企業に属する民営事業所を対象に調査しております。

次に29ページを御覧ください。

第1表、賃金改定実施状況別の事業所の割合となります。

こちらは、今年の1月から6月までに、賃金の引上げを実施した、引下げを実施した、あるいは実施しなかったという区分で、事業所単位で割合を集計したものです。

山梨はBランクになりますので、赤枠で囲ってありますBランクの行を御覧いただきますと、産業計の欄で、1月から6月に賃金の引上げを実施した事業所の割合は44.1%、1月から6月に賃金の引下げを実施した事業所の割合は0.6%、7月以降も賃金改定を実施しない事業所の割合は37.7%、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は17.7%、となっております。

業種別の数値につきましては後ほど御確認ください。

次に32ページを御覧ください。

第4表の、一般労働者とパートタイム労働者の男女別の賃金上昇率の表になります。

Bランクのところを御覧いただきますと、全産業の男女の合計で、賃金上昇率は2.0%となっております。

業種別や男女別の数値につきましては、後ほど御覧ください。

次に33ページを御覧ください。

第4表の、一般労働者、パート労働者別の賃金上昇率の表になります。

Bランクのうち、左端の産業計の列を御覧いただきますと、中段の一般労働者が22.0%、下段のパート労働者が1.7%となっております。

業種別の数値につきましては、後ほど御覧ください。

次に、34ページは第4表 になります。

こちらは、昨年の中央最低賃金審議会提供され、今後、毎年、提出することとなった資料になります。

表題のかっこ書きの部分に記載がありますが、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となっており、去年も在籍していた人が今年どれだけ上がっているかというもので、労働移動分が入っていないものとなります。産業計のBランクを見ていただきますと、上昇率は2.4%となっております。

次に39ページを御覧ください。

令和4年の賃金構造基本統計調査結果の賃金分布をグラフ化した資料になります。

山梨のデータが記載されているページのほか、山梨と比較するため、AランクとBランクの都道府県のデータが記載されているページを抜粋しております。

山梨のグラフにつきましては、44ページに一般及び短時間労働者の合計のグラフ、53ページに一般労働者のみのグラフ、62ページに短時間労働者のみのグラフ、がそれぞれ掲載されています。

次に67ページを御覧ください。

こちらは、平成25年度から令和4年度の地域別最低賃金の全国加重平均額と、最低賃金に関する基礎調査による、ランクごとの加重平均した未満率、影響率の

推移をまとめた表となります。

Bランクの、赤枠で囲ったところを見ていただきますと、一番右側の令和4年度の未満率は1.6%、影響率は18.9%となっております。

次に68ページを御覧ください。

令和4年の最低賃金に関する基礎調査の結果に基づく都道府県別の未満率及び影響率が記載されておりました、山梨における未満率は0.9%、影響率が13.0%となっております。

次の69ページには、こちらは統計が前のページと変わりました、賃金構造基本統計調査の結果に基づく令和4年の未満率及び影響率が記載されております。

前のページのデータと比べますと数値が異なりますが、最低賃金に関する基礎調査と賃金構造基本統計調査は対象となる事業場の規模や業種が異なるため、未満率及び影響率の値も異なる結果となっております。

参考資料としまして、資料の最後の131ページになりますが、各調査の対象業種や事業場につきまして、賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査、賃金構造基本統計調査についての簡単な説明資料がありますので必要に応じ御参照いただければと思います。

続きまして、71ページを御覧ください。

上の表は、山梨県の最低賃金の推移の一覧となっております。

その下のグラフは、引上げ率の推移を表したものになります。

次の72ページは、山梨県最低賃金の未満率と影響率の推移を示した資料となります。

次に、73ページを御覧ください。

こちらは、本年度の最低賃金に関する基礎調査の結果に基づきまして、県内の「賃金階層別、業種別、規模別」の労働者数を記載した一覧表になります。

それぞれの賃金階層は、一番左側に記載されておりますが、各階層の幅は、一律ではなく、現在の最低賃金額898円に近いところから、3枚目の949円までは1円刻み、その後、1,000円までは10円刻み、1,000円以上は100円刻みとなっております。

また、金額が記載されている行の各欄は数字が2段書きで記載されていますが、上段の数字はその金額階級までの累積労働者数、下段のカッコ書きの数字は累積の構成比になっています。

次に79ページを御覧ください。

こちらは先ほどの表のデータにおいて1円刻みとしていた賃金階層も10円刻みとした上で、一般労働者、パート労働者の別で、グラフ化したものです。

上のグラフが該当労働者数の累積度数分布、下のグラフがそれぞれの賃金階層の労働者の分布の表になります。

次に 80 ページを御覧ください。

上のグラフは、平成 20 年以降の最低賃金に関する基礎調査での、第 1・四分位数、第 1・十分位数、第 1・二十分位数の推移を表したグラフになります。

下のグラフは、今年の最低賃金に関する基礎調査での、業種ごとの第 1・四分位数、第 1・十分位数、第 1・二十分位数、中位数を表したグラフになります。

次に 81 ページを御覧ください。

こちらは、本年実施した最低賃金に関する基礎調査の結果に基づき、現在の最低賃金額である 898 円を下回っている労働者の割合である未満率を算出した結果 0.8%と、今後、最低賃金が改定された場合に、当該改定額を下回ることとなる労働者の割合である影響率を 1 円刻みで、裏面の 948 円まで試算した結果の資料となります。

次に 83 ページを御覧ください。

生活保護に係る施策との整合性についての資料となります。

資料上部の四角の囲みの中の 2 行目の、また、からですが、最低賃金は時間額で決められておりますが、生活保護は月額で決められており、単純な比較は困難ということで、平成 20 年度の中央最低賃金審議会におきまして比較方法が整理され、第 1 類費、第 2 類費及び期末一時扶助費それぞれの加重平均値を足し上げ、これに住宅扶助の実績値を加えたものと、最低賃金額を月額に換算した額とで比較することになっております。

次に 89 ページを御覧ください。

山梨の最低賃金と生活保護を実際に比較計算した資料となります。

実際の比較結果については、91 ページになります。

中ほどより下、3 の生活保護水準と最低賃金との比較についての項を御覧いただきますと、山梨においては、手取額でみた 1 か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を 31,483 円上回る結果となりました。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 (4) 労使からの意見聴取結果について 】

(反田会長)



よろしいでしょうか。

それでは、次に議事（４）に移りたいと思います。

「労使からの意見聴取結果について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは説明いたします。

審議資料の 95 ページを御覧ください。

労使からの意見聴取を実施した結果を取りまとめた資料でございます。

意見聴取の具体的な実施方法をあらためて説明いたしますと、事務局におきまして、労使双方から聴取する項目を記載したアンケート用紙を作成して、事前に意見聴取への協力及びアンケート用紙への記載の依頼を行いました。

その後、改めて事業場を訪問し、記載いただいたアンケート用紙の回答内容を確認しながら、労使双方から個別に補足のヒアリングを実施いたしました。

その内容を取りまとめたものがこちらの資料となります。

本年度、対象とした事業場は、製造業 1 社、非製造業 1 社の合計 2 社で、製造業は昨年度と同じ事業場、非製造業は昨年度とは別の事業場となります。

具体的な業種としましては、カット野菜の製造を行っている食料品製造業の事業場とホテル業の事業場となります。

企業名の公開につきましては、両社とも匿名を希望されているため、昨年度までと同様に、本資料におきましては、「A 社」、「B 社」との表示とさせていただきます。御理解をお願いいたします。

この意見聴取結果につきましては、先般開催されました第 1 回の専門部会におきまして、同じ資料をお配りいたしまして、既に説明させていただいたところでございます。

このため、本日は詳細な説明は省略させていただき、本年度の最低賃金の改定に係る御意見のみ紹介いたします。

98 ページをお開きいただきたいと思います。

下のスライドを御覧ください。A 社の使用者側の方からの御意見としましては、3 つ目の の内容ですが、最低賃金の引上げ状況に関しまして、上昇額が大きすぎると感じられること、労働者の採用を検討する際、年齢が高い方などの場合で、現在の企業内の最低時給での雇用が難しい場合でも、働きに応じた金額が最低賃金を上回るなら採用することができるが、近年のペースで最低賃金が上がっていくと、そのような対応も難しくなっていく、とのことでした。

次に 99 ページの下のスライドですが、最低賃金に関する御意見として、労働者の生計が苦しいのと同様に会社の経営も当然苦しくなっていること、中小零細企

業は、大手取引先に対して価格交渉力が弱く、費用の価格転嫁が難しいこと、収入が増えないと経営は立ちいかないため、価格転嫁に関して実際に効果があるサポートが欲しいこと、との御意見をいただきました。

次に 101 ページを御覧ください。

下のスライドですが、A社の労働者の代表の方からの御意見としましては、物価が上昇していることもあり、30円程度の引き上げ額くらいがよいのではないかと思うが、急激に上げることで企業が対応できずに問題が出てしまうこともよくないと考えている、とのことでした。

次に 106 ページの上のスライドを御覧ください。

B社の使用者側の方からの御意見になります。

最低賃金に関する認識などについてですが、現状、アルバイトの時給は最低賃金プラス300円を目処にしているため、最低賃金が上がると影響が出るが、全国状況を見ると上がらざるを得ないと思うこと、最低賃金は高校生がアルバイトで働く時の金額という感覚であり、一般の人が働く場合は最低賃金額ではないのではないかと思う、とのことでした。

次に、下のスライドですが、最低賃金に関する御意見として、最低賃金額が1,000円程度になるまでは、1年に30円程度の引き上げが妥当ではないかと考えること、ただ、引き上げをする場合、扶養範囲との関係などの問題があり、実際に学生アルバイトの場合で年末になると働くことができないケースも頻発しつつあり、生活費を稼ぐ必要がある学生にとっては死活問題となっていること、そのため、最低賃金の引き上げとあわせて、それらの制度についても変更しないと、現実的な収入の増加などには結び付かなくなると考えている、とのことでした。

次に 108 ページを御覧ください。

最後に、B社の労働者の代表の方になります。

最低賃金に関しての御意見として、引き上げのタイミングの間隔をあけて、引き上げ時の額を大きくしたほうが働く人に周知できるのではないかと、また、改定時は、わかりやすく50円とか100円単位にするといいと思う、とのことがありました。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 ( 5 ) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について 】

( 反田会長 )

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

議題の( 5 )「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」でございます。

その諮問となりますが、労働局長から諮問をお受けする前に、事務局から申出の経過などにつきまして、説明をお願いします。

( 賃金室長 )

事務局から申出の経過などについて、説明をさせていただきます。

特定最低賃金につきましては、本年2月に、電機連合山梨地方協議会から「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報機械器具製造業最低賃金」の改正についての申し出に関する意向表明がなされ、また、基幹労連山梨県センター、自動車総連山梨地方協議会、電機連合山梨地方協議会及びJAM甲信山梨県連絡会の連名で、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金に係る同様の意向表明がございました。

その後、表明されておりました意向のとおり、本年7月27日付けで、特定最低賃金の改正決定についての申出書が電気、自動車それぞれの特定最低賃金について提出されました。

資料では、109ページからが電気に係る申出書の写しとなります。

なお、申出書に添付されておりました各単組の合意書及び委任状並びに協定書等につきましては、本資料への添付は省略させていただいております。

自動車につきましては、資料の115ページからとなります。

こちら、各組合の内訳を取りまとめた資料を参考に添付しております。

受理いたしました申出書につきまして、事務局で内容を確認させていただき、本日、改正決定の必要性を御検討いただく諮問をさせていただくこととなりました。

ここで、改めまして、特定最低賃金につきまして、簡単に説明させていただきます。

審議資料の117ページを御覧ください。

地域別最低賃金と特定最低賃金の違いについて、記載されております。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットである一方、特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものであり、また、公正な賃金の決定に資するものとされております。

次に 118 ページを御覧ください。

こちらは、特定最低賃金の改正等の手順について記載した図になります。

地域別最低賃金の審議と比較しますと上段の部分が異なっております。

地域別最低賃金の場合と異なりまして、まず、特定最低賃金改正の意向表明をいただき、その後、申出書の御提出をいただいた後、労働局長から地方最低賃金審議会に、改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

これを受けまして、地方最低賃金審議会では、特定最低賃金検討委員会を設置しまして、特定最低賃金の改正決定の必要性について調査審議を行っていただくこととなります。

その審議の結果、必要性ありとの結論に達し、御答申をいただいた場合には、改めて労働局長から改正決定の諮問をさせていただきます、地域別最低賃金の場合と同じように専門部会を設置しまして、調査審議に入っていただくという流れになります。

説明は以上でございます。

(反田会長)

今の事務局の説明につきまして、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、労働局長から諮問をお受けします。

( 山梨労働局長から会長に諮問文手交 )

(反田会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

まずは電気の方から朗読させていただきます。

山梨労発基 0802 第 1 号、令和 5 年 8 月 2 日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問。

令和5年7月27日付けをもって申出代表者電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹から最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、平成21年山梨労働局最低賃金公示第3号、の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

次に、自動車の方を朗読いたします。

山梨労発基0802第2号、令和5年8月2日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問。

令和5年7月27日付けをもって申出代表者基幹労連山梨県センター委員長、日野原頼人、自動車総連山梨地方協議会議長、小野浩一、電機連合山梨地方協議会議長、三輪茂樹及びJAM甲信山梨県連絡会会長、杉原孝一から最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」、平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号、の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をお願いいたします。

(労働局長挨拶)

本日は、大変御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、令和5年度「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報機械器具製造業最低賃金」と「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正の必要性につきまして、諮問をさせていただきました。

本日の諮問に至るまでの経緯につきましては、先ほど、事務局から説明させていただきましたとおり、電気関係及び自動車関係の特定最低賃金につきまして、本年2月に改正申出の意向をお受けし、さらに、先月、正式に申出書の提出をいただいたところでございます。

地域別最低賃金は、労働者の賃金の最低限を保障する、セーフティネットの役

割を果たすものでございますが、特定最低賃金につきましては、特定の産業における労働条件の向上、又は事業の公正競争の確保の観点から、当該関係労使の申出を要件としまして、労使のイニシアティブにより決定されるものとなってございます。

地域別最低賃金の御審議と同様に、皆様方には難しい御判断をいただくこととなりますが、特に労使の皆様のイニシアティブを十分に発揮いただきまして、御審議くださいますようお願い申し上げます、諮問に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま、労働局長から、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、それから、山梨県自動車・同附属品製造業の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がありました。

そこで、当審議会といたしましては、特定最低賃金検討委員会を立ち上げまして審議を行い、その結果を踏まえて答申をしたいと思っております。

では、ここで、特定最低賃金検討委員会の委員につきましてお諮りしたいと思っておりますが、この委員会について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。

審議資料の125ページの「令和5年度最低賃金改正等の推進について」を御覧ください。

第1の1によりまして、審議会の下に「特定最低賃金検討委員会」を置くこととされております。

次に126ページを御覧ください。

上の方の(3)に、特定最低賃金検討委員会について記載されております。

この中で、検討委員会の委員につきましては、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員の中から、各2名を選出していただき、会長が指名することとされております。

したがって、検討委員会の設置に当たりまして、各側2名の委員の御選出をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

今の事務局の説明について、御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

特定最低賃金検討委員会の委員につきまして、各側2名ずつの選出をお願いします。

事前に、事務局から、本日この場で報告をしていただく旨の連絡がなされていると思いますので、各側から御報告をお願いいたします。

最初に、労働者側からお願いします。

(小林委員)

労働者側委員につきましては、私小林と櫻井の二人でお願いします。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

次に、使用者側からお願いします。

(早川委員)

使用者側からは、私早川と山岸委員でお願いします。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま報告がありました、労働者側委員は、小林委員と櫻井委員、使用者側委員は、早川委員と山岸委員、公益委員は、事前に協議しております、今井委員と門野委員をお願いします。

委員長と委員長代理につきましては、規程によりまして、公益委員の中から委員が互選するというようになっておりますが、検討委員会の開催の席で選出をしていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、特定最低賃金検討委員会の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

お手元に配付しております、「令和5年度 地域別最低賃金審議日程表」を御覧

いただきたいと思います。

特定最低賃金検討委員会につきましては、8月22日の午後2時から、山梨労働局の1階大会議室において開催予定となっております。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、ただいまの6名の委員の方は、この日程で検討していただくことになりますのでよろしくお願いします。

#### 【 (6) その他 】

(反田会長)

それでは、(6)その他に移ります。

何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からございますか。

(賃金室長)

最後に1点、説明させていただきます。

審議資料の129ページを御覧ください。

前回、第1回の本審におきまして、御報告させていただきました山梨県労働組合総連合からの要請及び署名についてですが、7月21日に44名分の署名が追加で提出されましたので、御報告させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

その他に何かございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、本日の審議はこれで終了したいと思います。

この後、引き続きこの会場で第2回専門部会が開催されますので、専門部会委員の皆様は引き続きよろしくお願いします。



なお、本日の議事録の確認は、小林委員と早川委員にお願いいたします。  
よろしく申し上げます。  
それでは長時間お疲れさまでした。